

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の給与等に関する規程

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕  
規 程 第 6 号

改正 平成 2 年 3 月 16 日規程第 3 号  
平成 2 年 12 月 26 日規程第 3 号  
平成 3 年 12 月 24 日規程第 1 号  
平成 4 年 12 月 25 日規程第 4 号  
平成 5 年 12 月 20 日規程第 1 号  
平成 6 年 12 月 22 日規程第 3 号  
平成 10 年 3 月 27 日規程第 2 号  
平成 12 年 6 月 19 日規程第 1 号  
平成 15 年 2 月 18 日規程第 1 号  
平成 16 年 3 月 31 日規程第 1 号  
平成 16 年 10 月 1 日規程第 11 号  
平成 18 年 3 月 31 日規程第 1 号  
平成 19 年 4 月 1 日規程第 4 号  
平成 21 年 11 月 30 日規程第 1 号  
平成 22 年 3 月 23 日規程第 1 号  
令和 5 年 3 月 23 日規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この管理規程は、企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 55 年長野県上伊那広域水道用水企業団条例第 8 号。以下「給与条例」という。）第 21 条の規定により、企業団の職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の額等)

第 2 条 常勤の企業団職員（以下「職員」という。）の給与の額、支給条件及び支給方法は、給与条例及びこの管理規程で特に定めるもののほか、当分の間、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 39 号。以下「市職員給与条例」という。）の適用を受ける伊那市長の事務部局の職員（以下「市職員」という。）の例による。

(管理職手当を支給する職員の職及び支給割合)

第 3 条 管理職手当を支給する職員の職及びその職にある職員に支給する管理職手当の支給額は、市職員給与条例の適用を受ける市職員の例による。

(期末手当の額)

第 4 条 期末手当の額は、市職員に係る当該手当の額に関する規定の例により計算して得た額とする。

(勤勉手当の額)

第 5 条 勤勉手当の額は、企業団企業長が、企業団の経営状況を考慮してそのつど定める総額の範囲内において、市職員に係る当該手当の額に関する規定の例により計算して得た額とする。

(退職手当に関する事項)

第6条 職員の退職手当に関し必要な事項は、給与条例に定めるもののほか、伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の適用を受ける市職員の例による。

(非常勤職員の報酬)

第7条 非常勤の企業団職員については、職員の給与との均衡を考慮して予算の範囲内で、そのつど定める報酬を支給する。

(補則)

第8条 この管理規程に定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この管理規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月16日規程第3号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月26日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月24日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年12月25日規程第4号）

この規程は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年12月20日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月22日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月27日規程第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月19日規程第1号）

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成15年2月18日規程第1号）

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月28日規程第11号）

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規程第1号）

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規程第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第4号）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日規程第 1 号）

この規程中第 1 条の規程は平成 22 年 4 月 1 日から、第 2 条の規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日規程第 3 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。